

河合町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第10号

河合町介護保険条例の一部を改正する条例

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「26,400円」を「30,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「44,100円」を「45,900円」に改め、同項第4号中「52,900円」を「55,000円」に改め、同項第5号中「58,800円」を「61,200円」に改め、同項第6号中「70,500円」を「73,400円」に改め、同項第7号中「76,400円」を「79,500円」に改め、同項第8号中「88,200円」を「91,800円」に改め、同項第9号中「99,900円」を「104,000円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず27,500円とする。

第14条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の河合町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。